

## 食品安全委員会（第1010回会合）議事概要

日 時:令和8年1月20日(火) 14:00~14:30  
場 所:食品安全委員会第一会議室  
出席者:祖父江委員長ほか6名出席  
傍聴者:一般11名

- (1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
- ・「DN-E4株を利用して生産されたL-エルゴチオネイン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・農薬「フェナザキン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「フェナザキンの許容一日摂取量(ADI)を0.0046 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.1 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承された。

- ・農薬「ベンゾビシクロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「ベンゾビシクロンのADIを0.034 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承された。

- ・農薬「ピラクロストロビン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「ピラクロストロビンのADIを0.034 mg/kg 体重/日、ARfDを0.05 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承された。

- ・農薬「メトブロムロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第三  
専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「メトブロムロンの ADI を 0.0046 mg/kg 体重/日、ARfD を 0.015  
mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承された。